

# 特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル（以下「この法人」という。）の役員報酬について必要な事項を定めるものとする。

## (役員)

第2条 この規程で定める役員とは、この法人の理事及び監事とする。

## (報酬)

第3条 役員報酬については、理事会の承認を得て、支給することができる。

2 役員報酬額は、理事会において決定した額とする。

## (報酬の支給日)

第4条 役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

## (補則)

第5条 この規程に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

## 附則

1 この規定は、2017年6月30日より施行する。

2 この規程の改定は、2025年3月1日から施行する。